

- 1 全国人民代表大会常務委員会による「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」
- 2 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」
- 3 「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」

1. 全国人民代表大会常務委員会による「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」

医療技術の進歩と出生率の低下により、中国も含めて多くの国で人口構造が高齢化しており、高齢化社会への対処は各国の喫緊の課題となっていると思われる。中国の全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委員会」という）は、2024年9月13日に、来年1月1日より施行される「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」（以下「本決定」という）を公布し、法定の定年退職年齢を段階的に延長することを正式的に決定した。

本決定では、男女従業員の法定の定年退職年齢を引き上げることとし、今後15年間をかけて、以下の定年退職年齢まで段階的に調整することが明らかにした。

男性従業員：従前の満60歳 → 満63歳

女性従業員（技術職・管理職でない場合）：

従前の満50歳 → 満55歳

女性従業員（技術職・管理職）：

従前の満55歳 → 満58歳

また、本決定では、上記の法定の定年退職年齢延長の実施を巡り、段階的な調整、柔軟な実施、段階的な推進、全体的な計画の原則を順守することに加えて、中国のあらゆるレベルの人民政府に対して、人口の高齢化に積極的に対応するよう要請し、更に労働者の就職と起業を奨励し、支援し、労働者の権利と利益を確保し、高齢者の介護、保育、その他の関連業務を調整および促進するよう要請している。

本決定で決められた方針を細分化して実施するために、「国務院による漸進的な法定の定年退職年齢延長の実施に関する弁法」（以下「本弁法」という）も同時に公布され、本決定と同様に来年1月1日より施行されるものとされた。

本弁法では、男女従業員のそれぞれの段階的な法定の定年退職年齢の引き上げに関する具体的なスケジュールが定められており、2039年の後半から法定の定年退職年齢は統一されることになっている。また、2030年1月1日より、従業員が基本養老年金を取得できる最低納付期限についても従前の15年間から段階的に20年間に引き上げられ、最終的には、2039年より最低納付期限が20年間に統一されると明確にされた。養老保険の納付期間が法定の最低納付期限に達した従業員は、自主的に早期退職を選択することができるが、繰上げの期限が最長3年間を超えてはならず、且つ従前の定年退職年齢を下回ってはならないとされている。また使用者と合意した上、法定の定年退職年齢に達した従業員は、自主的に退

職の延期を選択することができるが、延長の期限も最長3年間を超えてはならないとされている。養老保険の奨励メカニズムの健全化も強調されており、納付期間の長い従業員、納付金額の多い従業員、また退職を延長した従業員が多めに養老金を取得できることが奨励されている。また労働者の就職・起業への奨励・支援、労働者（特に高齢労働者）の権利、利益の確保、高齢者の介護、保育等の方面において具体的な施策が打ち出されている。

2. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」（以下「ネガティブリスト」という）は、2024年8月19日開催された国務院の常務会議にて審議・可決され、同年9月8日に国家発展改革委員会と商務部によって公布され、同年11月1日より施行されることになった。ネガティブリストは自由貿易試験区以外の中国全土にわたる外商投資参入に関するもので、主な修正箇所として、制限措置が31条から29条に減少し、従前のバージョン（2021年版）にあった「出版物の印刷業で中方支配」と「漢方煎じ薬の炒法・炙法・煨法・蒸煮法等調製技術の運用及び漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止」の2項目が削除された。また従来の製造業への外資参入制限が完全に撤廃された。

一方、今回の国務院の常務会議において、サービス貿易の自由化・利便性をより一層向上させ、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを全面的に実施し、サービス業の開放を拡大するために総合的試験作業の展開を進めること、また製造業への外資参入制限の完全撤廃だけではなく、電信、教育、医療等のサービス業界への投資開放を加速させることが強調された。更に新業態に応じて外資誘致政策を最適化し、経営環境の最適化等の方面に向けて施策を打ち出す必要があると述べられた。なお、今回の常務会議では、「専精特新企業」（専門性、精巧性、特徴性、新規性の4つの優れた特徴を持つ中小企業という。）への支援・サポートを強化し、財政・税政策、金融、科学技術・産業・人材等の政策を打ち出すことで、企業のイノベーション発展に力を注ぐことが明確にされた。

3. 「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」

国務院は2024年7月22日、「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」（以下「本条例」という。）を公布し、同年9月1日から施行された。

本条例においては、秘密確定責任者の範囲と具体的な職責が細分化されている。秘密確定責任者の中でも、法定秘密確定責任者と指

定秘密確定責任者の区分については、機関・組織の主要な責任者を当該機関・組織の法定秘密確定責任者とし、業務上の必要性に応じて一定の範囲の者を指定秘密確定責任者とすることができるとされ、秘密確定責任者の具体的な職責に対する更なる明確化が行われている。秘密事項の範囲の制定、改正制度の整備、機密事項の範囲が規定すべき主要内容も明確にされ、また秘密を定める権限を有する機関・組織は、国家秘密事項の一覧表を作成し、適時に改訂しなければならないという旨も明らかにされた。

本条例においては、インターネット情報・データの秘密保持管理に対する更なる規範化が行われており、機関・組織の職員は関連規定に違反して秘密にかかわらない情報システムや情報設備を用いて国家秘密を保存・処理・伝送することはできず、スマート端末製品等を使用する際は、国の秘密保持規定を満たしていなければなら

い、という旨が規定された。

更に本条例においては、機関と組織は情報システムと情報設備の運営メンテナンスと日常管理を強化し、秘密関連情報システムのリスク評価を定期的の実施し、秘密関連情報システム中に使用されている情報設備の安全性と信頼可能性を確保しなければならないと明確にされた。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。